

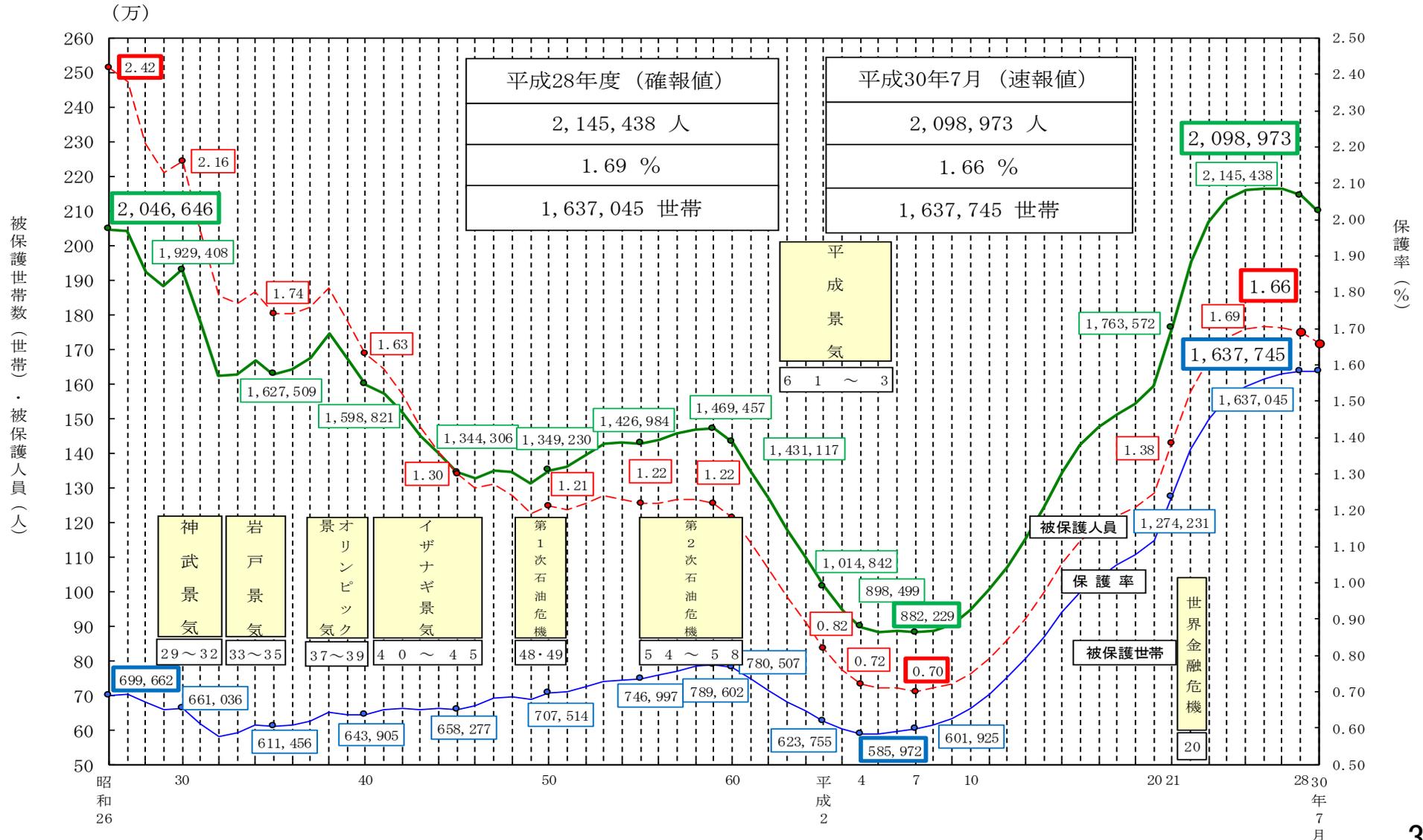
社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常生活支援のあり方に関する検討会(第1回資料)

平成30年11月5日(月)

生活保護の動向

被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移

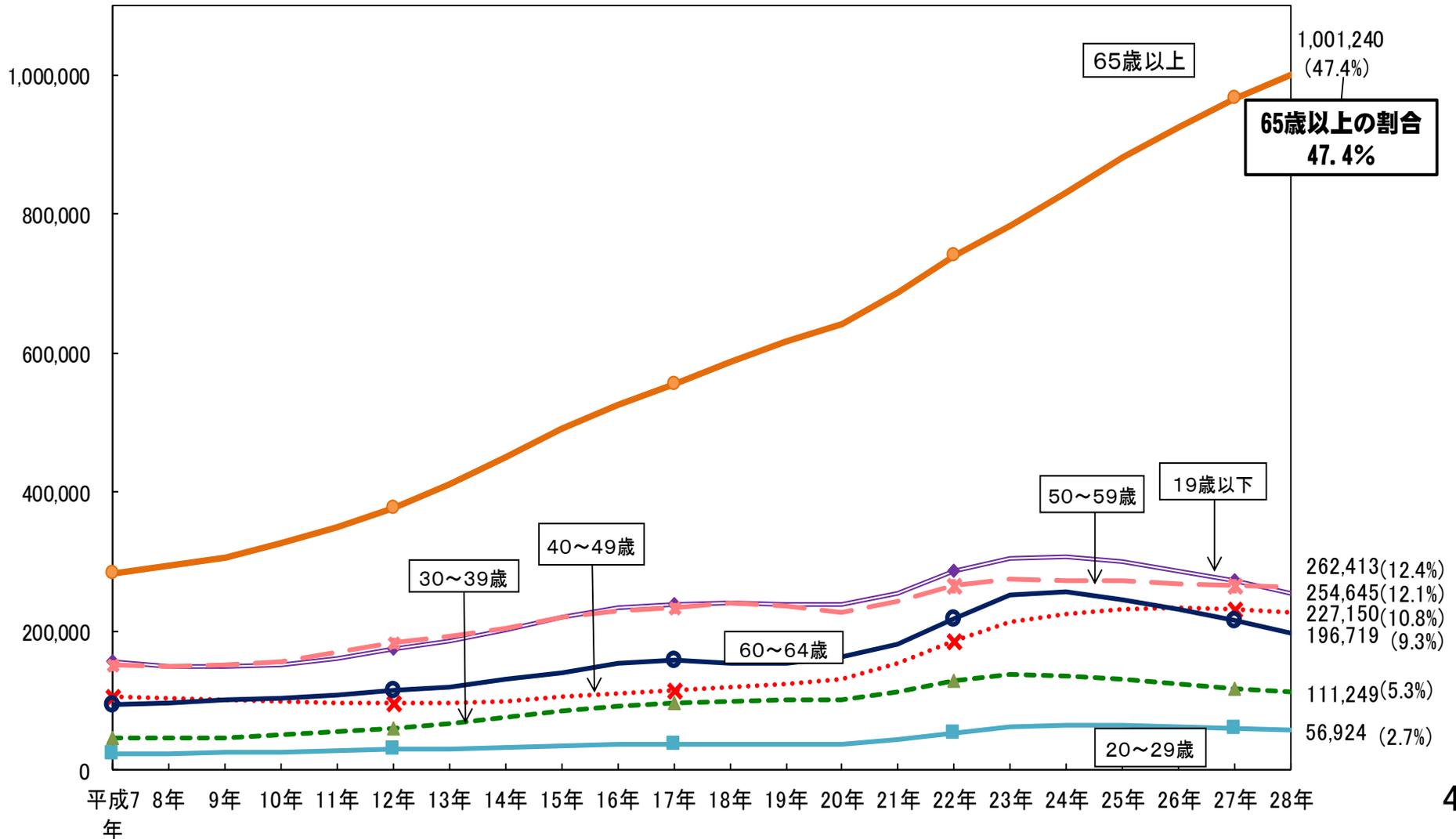
- 生活保護受給者数は約210万人。平成27年3月をピークに減少に転じた。
- 生活保護受給世帯数は約164万世帯。高齢者世帯が増加している一方、高齢者世帯以外の世帯は減少傾向が続いている。



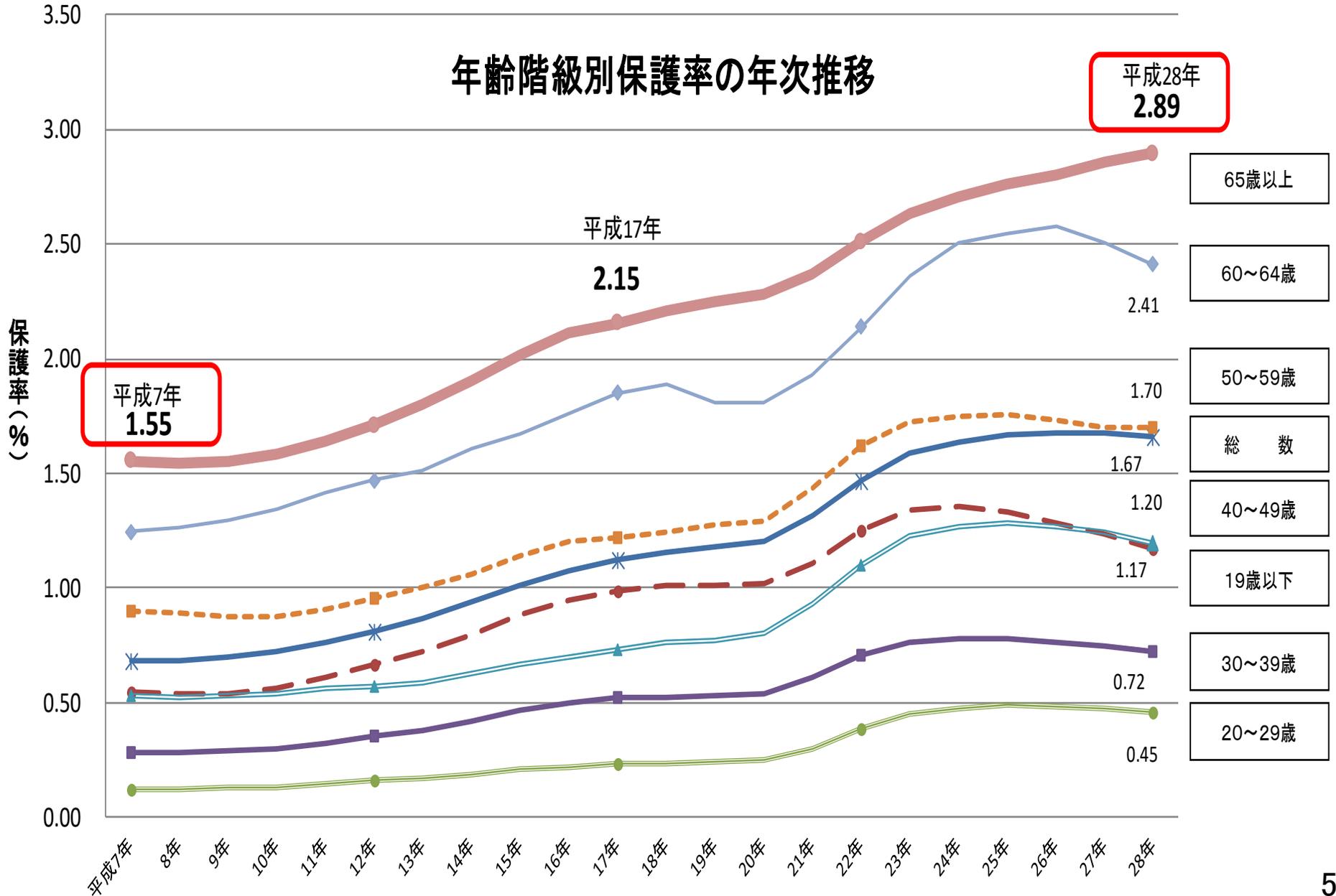
資料：被保護者調査より厚生労働省社会・援護局保護課にて作成（平成24年3月以前の数値は福祉行政報告例）

年齢階層別被保護人員の年次推移

- 年齢別の被保護人員としては、65歳以上の高齢者の伸びが大きい。
- 被保護人員のうち、**全体の47.4%は65歳以上の者**。



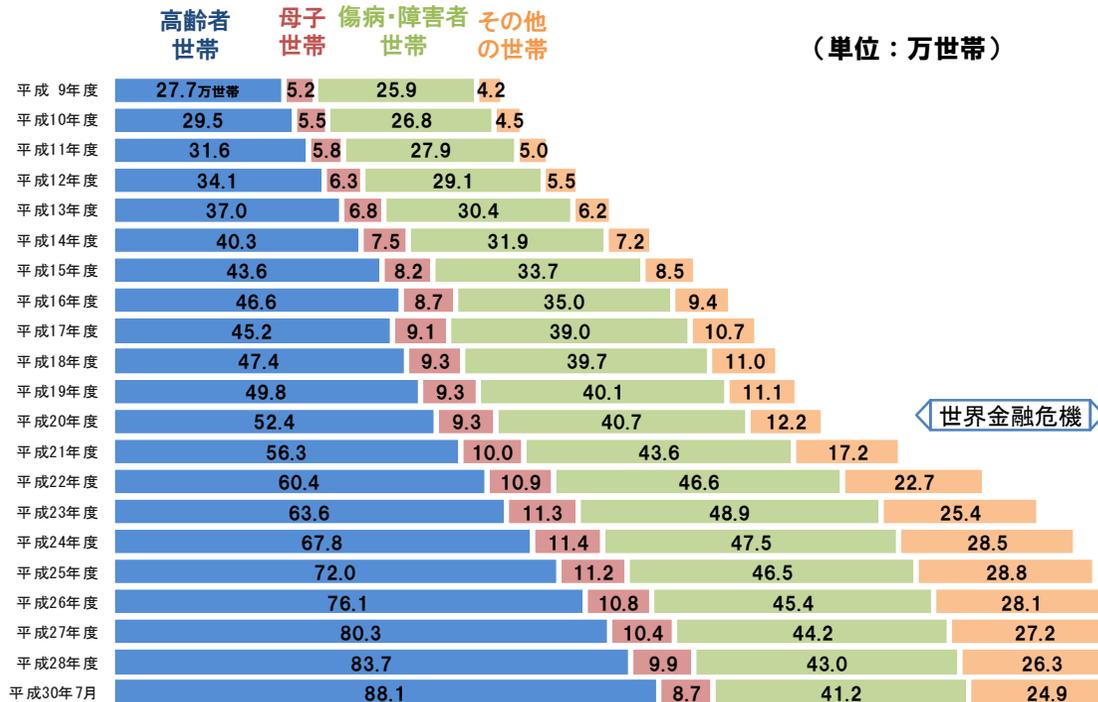
年齢階級別保護率の年次推移



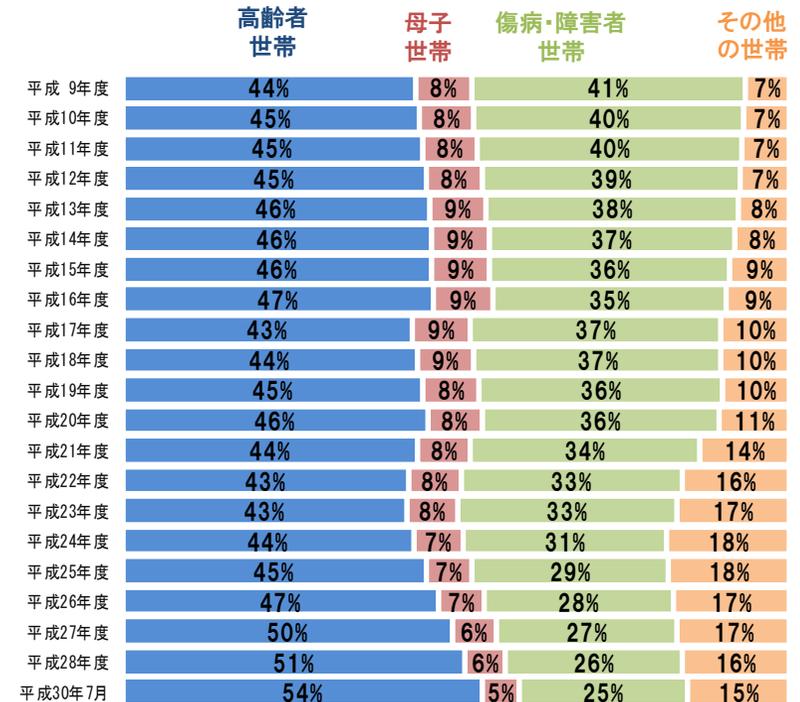
世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

世界金融危機後、「その他の世帯」の割合が大きく上昇した。近年、景気回復等の影響により「高齢者世帯」以外の世帯は減少傾向となっているが、「高齢者世帯」は増加傾向にある。

■ 世帯類型別の生活保護受給世帯数の推移



■ 世帯類型別の構成割合の推移



【資料】平成23年度以前は福祉行政報告例、平成24年度以降は被保護者調査(平成29年度以降は ※高齢者世帯の90.7%が単身世帯(平成28年度(確定値))。速報値) 注:世帯数は各年度の1か月平均であり、保護停止中の世帯は含まない。

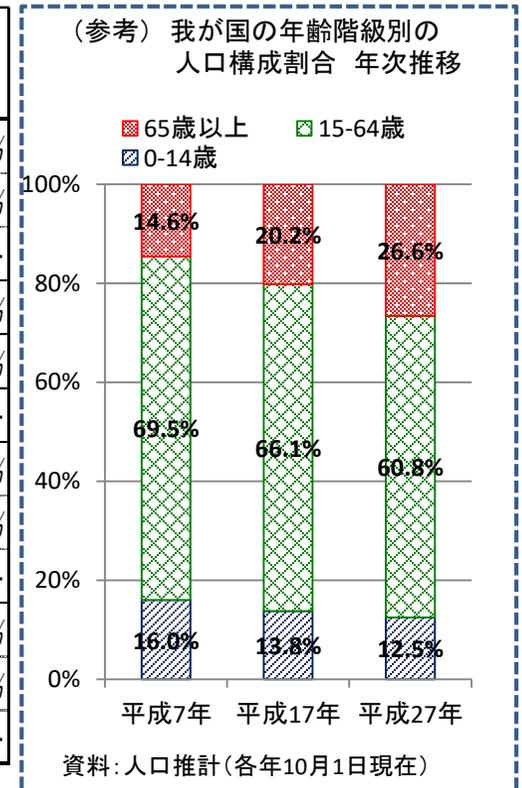
世帯類型の定義

- 高齢者世帯 : 男女とも65歳以上(平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上)の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯
- 母子世帯 : 死別・離別・生死不明及び未婚等により現に配偶者がいない65歳未満(平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満)の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯
- 障害者世帯 : 世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身の障害のため働けない者である世帯
- 傷病者世帯 : 世帯主が入院(介護老人保健施設入所を含む。)しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯
- その他の世帯 : 上記以外の世帯

世帯の構造別にみた高齢被保護者数の年次比較

- 高齢の被保護者は、この20年で約3.4倍になっている。
- 特に、高齢単身者の増加が大きい。

		平成7年度	伸び率 (H7→H17)	平成17年度	伸び率 (H17→H27)	平成27年度	伸び率 (H7→H27)
高齢者総数	社会全体	1826.1万人	+41%	2567.2万人	+32%	3386.8万人	+85%
	生活保護	28.4万人	+96%	55.5万人	+74%	96.8万人	+241%
	保護率	1.6%	—	2.2%	—	2.9%	—
高齢単身者(男性)	社会全体 ¹⁾	46.0万人	+128%	105.1万人	+96%	205.8万人	+347%
	生活保護	5.9万人	+168%	15.9万人	+115%	34.2万人	+478%
	保護率	12.9%	—	15.1%	—	16.6%	—
高齢単身者(女性)	社会全体 ¹⁾	174.2万人	+62%	281.4万人	+49%	420.2万人	+141%
	生活保護	14.1万人	+67%	23.6万人	+63%	38.4万人	+173%
	保護率	8.1%	—	8.4%	—	9.1%	—
2人以上世帯の高齢者	社会全体 ²⁾	1605.9万人	+36%	2180.7万人	+27%	2760.7万人	+72%
	生活保護	8.4万人	+92%	16.1万人	+50%	24.1万人	+188%
	保護率	0.5%	—	0.7%	—	0.9%	—



資料: 国勢調査(社会全体の高齢者)、被保護者全国一斉調査(平成7,17年度の生活保護高齢者)、

被保護者調査(平成27年度の生活保護高齢者)

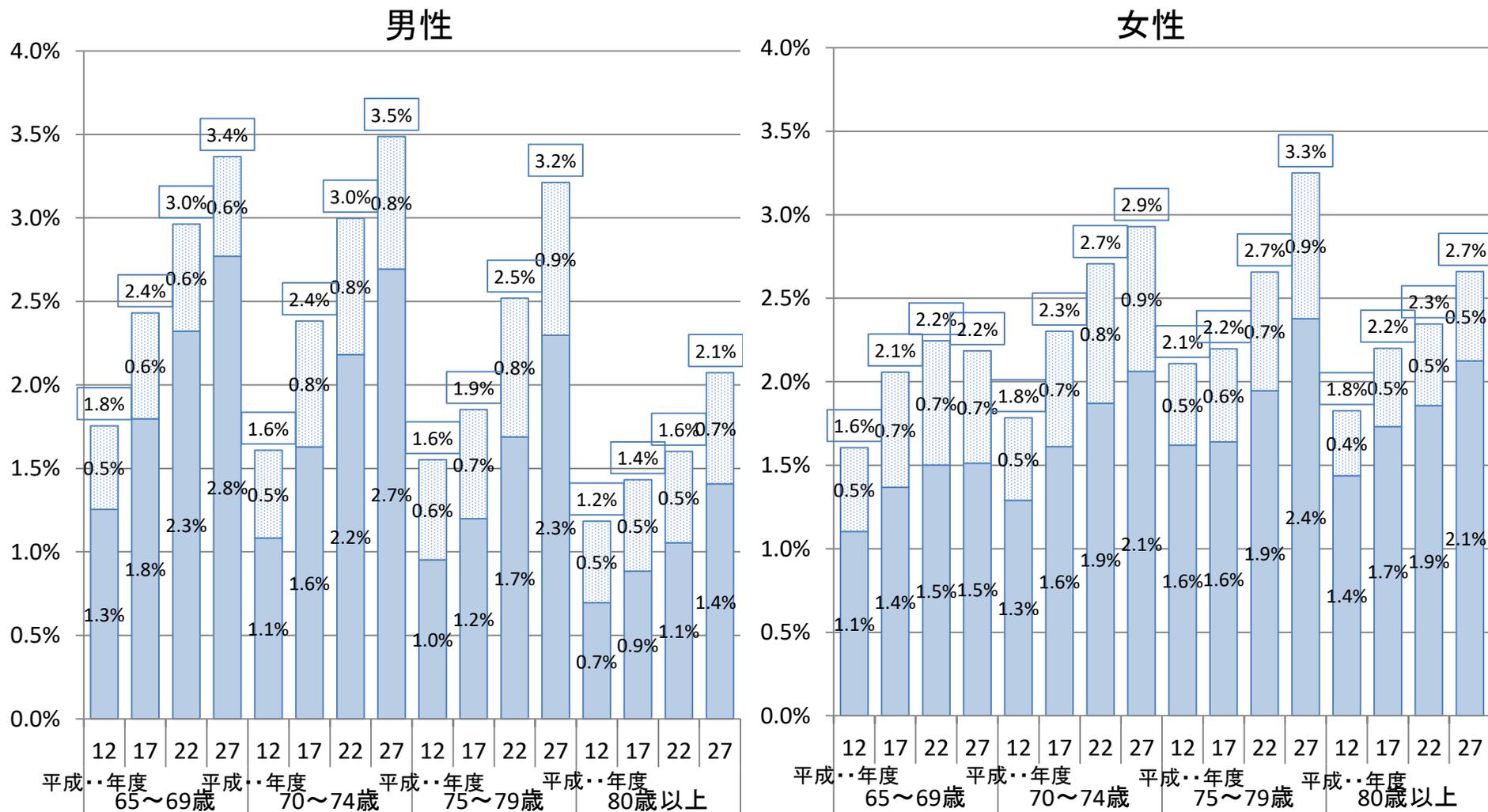
注: 1) 社会全体の高齢単身者は、入院・入所者を含まない。

2) 社会全体の2人以上世帯の高齢者は、入院・入所者を含む。

3) 平成7,17年度の高齢者には年齢不詳を按分した人数は含まれないが、平成27年度の高齢者には年齢不詳を按分した人数が含まれる。

高齢者の年齢階級別・世帯人員別 保護率の推移

○ 高齢者の保護率を単身世帯、単身世帯以外別に分解すると、いずれの年齢階級も単身世帯の占める割合が上昇している。

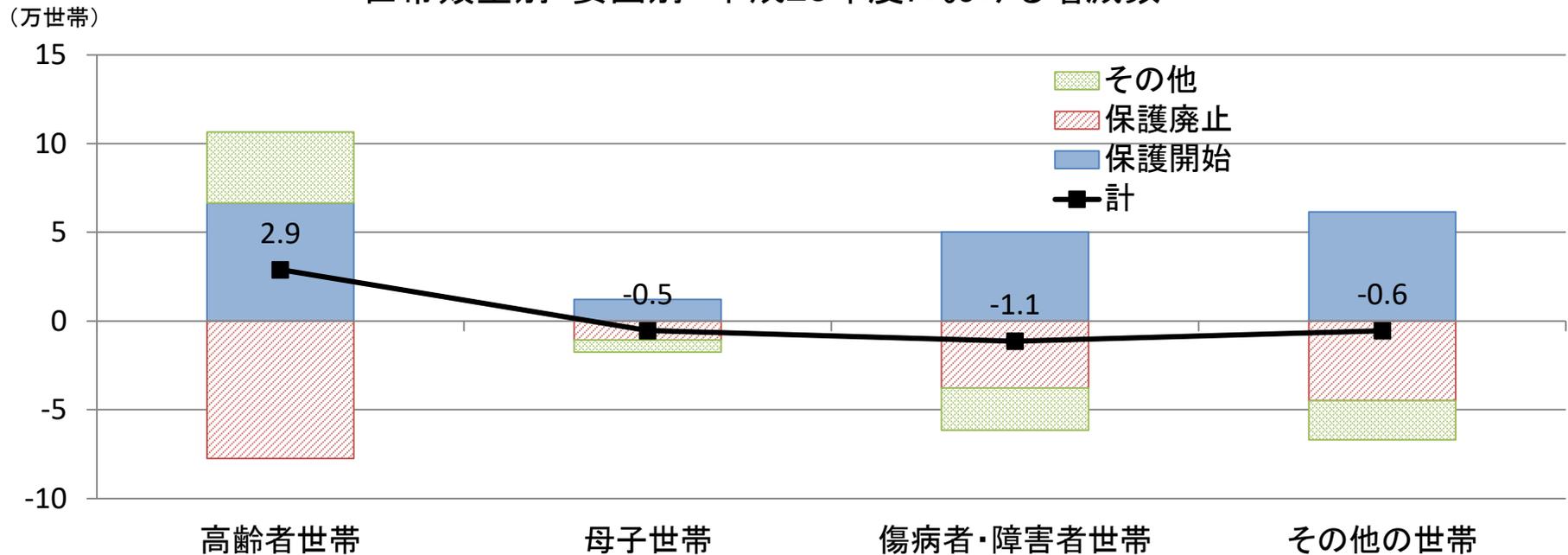


(資料) 被保護者調査(平成23年度以前は被保護者一斉調査) 10月1日推計人口

世帯類型別 世帯増減の要因分析

- 平成28年度中に生じた世帯類型別の世帯数の増減に対する保護開始数・廃止数の影響をみると、高齢者世帯では、保護開始世帯数よりも保護廃止世帯数の方が多いため、それ以外の要素(「その他」)の影響で世帯数が増加している。

世帯類型別・要因別 平成28年度における増減数



(注)「その他」の内容としては、例えば、

- ・ 年齢の変化による世帯類型の変更(その他の世帯→高齢者世帯、母子世帯→その他の世帯 等)
- ・ 世帯人員数の変化による変更(その他の世帯→高齢者世帯 等)
- ・ 保護の停止(再開)

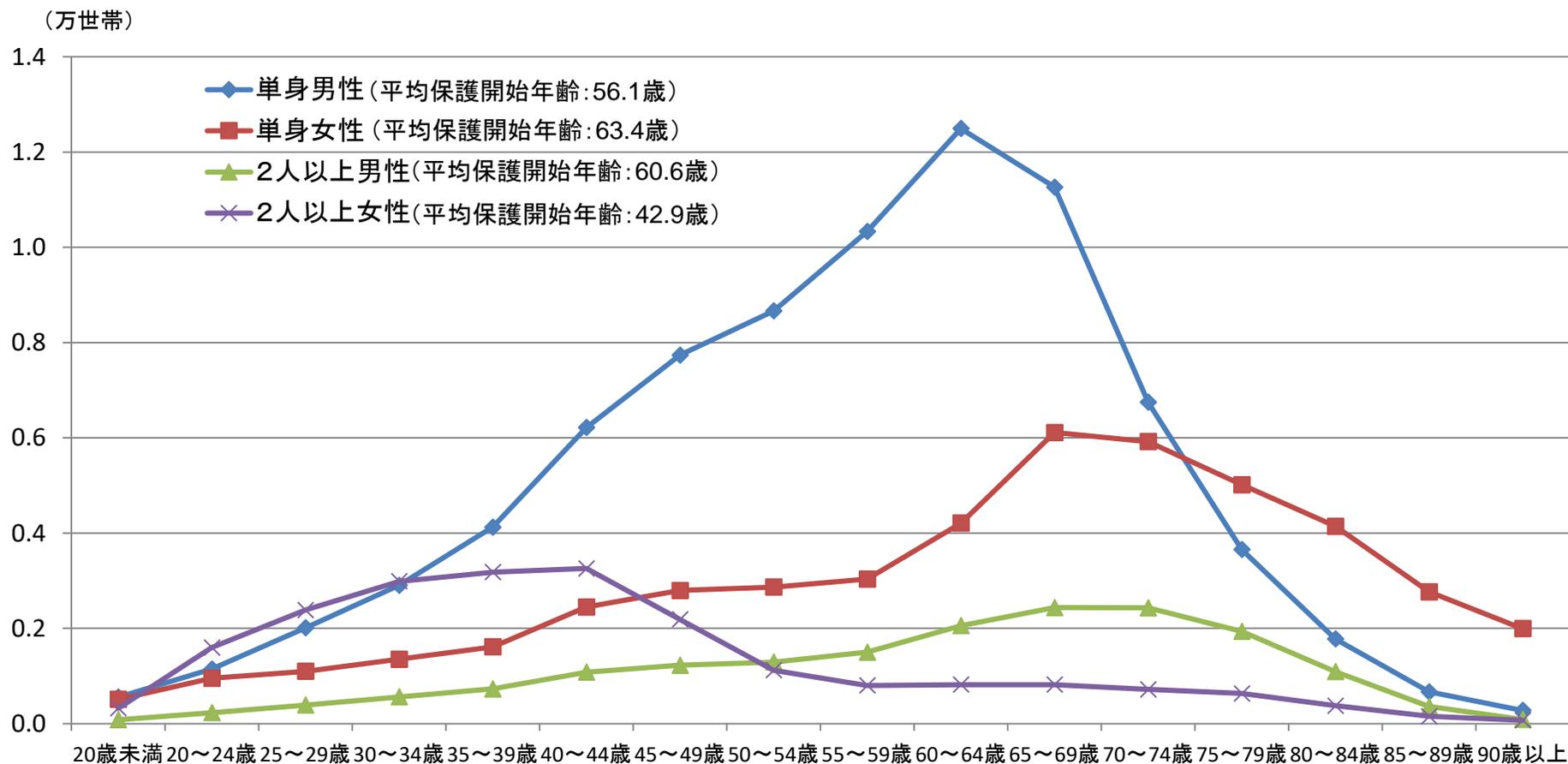
等が考えられる。

(注)「その他」については、平成28年度の1年間に生じた世帯の増減数から当該世帯類型の開始世帯数、廃止世帯数の影響を控除して算出している。

(資料) 被保護者調査(月次調査)

世帯主の保護開始時年齢階級別 世帯数 (平成27年7月末現在のうち、過去1年間に保護を開始した世帯)

○ 平成27年7月末時点で生活保護を受給している世帯のうち、過去1年以内に生活保護の受給を開始した世帯について、保護受給開始時の世帯主の年齢の分布を世帯主の性別、単身・2人以上世帯別にみると、40歳代から70歳代前半までの単身男性の開始世帯が多い。また、女性では65歳以上の単身女性の開始が多い。



(資料) 平成27年度被保護者調査(年次調査) 特別集計

無料低額宿泊所等の状況について

無料低額宿泊事業の定義

◎社会福祉法（昭和26年法律第45号）～抄～

（定義）

第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

八 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業

4 この法律における「社会福祉事業」には、次に掲げる事業は、含まれないものとする。

四 第二項各号及び前項第一号から第九号までに掲げる事業であつて、常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うものにあつては五人、その他のものにあつては二十人（政令で定めるものにあつては、十人）に満たないもの

（適用除外）

第七十四条 第六十二条から第七十一条まで並びに第七十二条第一項及び第三項の規定は、他の法律によつて、その設置又は開始につき、行政庁の許可、認可又は行政庁への届出を要するものとされている施設又は事業については、適用しない。

◎社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設の設備及び運営について（平成15年7月31日社援発第0731008号社会・援護局長通知）（抄）

1 （略）生計困難者（生活保護法第6条第2項にいう要保護者を含む。以下同じ。）に簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設（1において「宿泊所」という。）を利用させることを目的とし、かつ、近隣の同種の住宅に比べて低額であるか、又は1か月当たりの料金を住宅扶助で賄うことができる宿泊所については、他の法令で定める施設であるものを除き、3の届出の有無にかかわらず、無料低額宿泊所に該当するものであること。

なお、生計困難者を募集し、又は勧誘を行っている場合には、当該目的があるものと判断して差し支えないこと。

3 既存の無料低額宿泊所に対しては、適切な運営を確保する観点から、定期的に、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第70条に規定する調査等を実施し、本指針に沿った運営が行われるよう働きかけるとともに、利用者の処遇に関する不当な行為等が認められたときは、利用者保護の観点から、6の経営の制限等の命令を行うことも含め、適切な運営方法等について指導すること。また、新規に法第69条第1項に規定する届出（以下「届出」という。）をしようとしている事業者に対しては、指針の趣旨、目的、内容等を説明し、遵守させるよう努めること。

なお、法第70条に規定する調査等の対象には、無料低額宿泊所の定義に該当しているにもかかわらず届出をしていない無料低額宿泊所も含まれるものであるため、福祉事務所等の関係機関と連携して適切に調査等を実施し、事業者に対し届出を励行させるとともに、本指針に沿った運営が行われているか確認すること。

無料低額宿泊所について

「無料低額宿泊所」等の中には、いわゆる「貧困ビジネス」といわれるような悪質な事業者がある一方で、様々な生活支援に、熱心に取り組んでいる事業者も存在し、これらへの対応が課題。

無料低額宿泊施設

○ 生計困難者のために無料又は低額な料金で利用させる施設(社会福祉法第2条第3項第8号)であり、事業を開始したときは、都道府県知事等へ届け出なければならない。

○ 箇所数:537箇所、入所者数15,600人
(うち生活保護受給者14,143人)

※施設数等は平成27年6月末時点。

(参考)社会福祉各法に法的位置付けのない施設

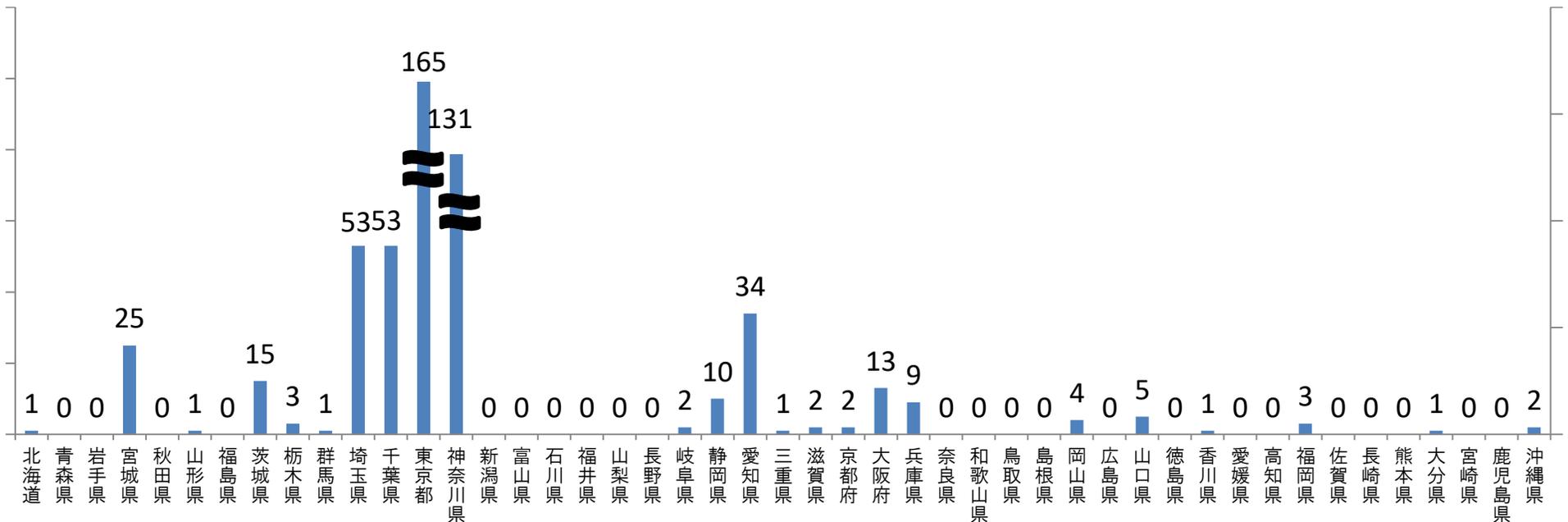
○ 箇所数:1,236箇所、入所者数16,578人

※施設数等は平成27年6月末時点。調査時点で生活保護受給者が2名以上利用している施設数であり、入所者数は生活保護受給者に限る。

(運営主体の内訳) 平成27年6月末時点

総数	社会福祉法人	医療法人	社団・財団法人	NPO法人	営利法人	無回答等
537	24 (4.4%)	2 (0.4%)	15 (2.8%)	413 (76.9%)	53 (9.9%)	30 (5.6%)

都道府県別届出数



無料低額宿泊所の状況

平成27年6月末時点で、社会福祉法第69条に基づき、同法第2条第3項第8号に規定する無料低額宿泊事業を行う施設として届出をしている施設を調査

居室面積

○個室がある施設は個室の平均面積別の施設数、個室以外の居室のみの施設は一人当たりの居室面積別の施設数の内訳

	総数	3.3㎡未満	3.3～ 4.95㎡未満	4.95～ 7.43㎡未満	7.43～ 9.9㎡未満	9.9～ 13㎡未満	13～ 15㎡未満	15㎡以上	無回答等	
個室あり	462	1 (0.2%)	41 (8.9%)	156 (33.8%)	120 (26.0%)	88 (19.0%)	9 (1.9%)	44 (9.5%)	3 (0.6%)	
個室以外の 居室のみ	75	3 (4.0%)	37 (49.3%)	15 (20.0%)	2 (2.7%)	1 (1.3%)	1 (1.3%)	4 (5.3%)	12 (16.0%)	(施設)

サービス提供状況

○全537施設のうち、各サービスが提供されている施設数（重複有り）

	自立支援のための職員配置	支援計画の作成	居宅移行支援の実施	苦情窓口の設置	施設による金銭管理	食事提供	服薬サポート	
提供あり	468 (87.2%)	353 (65.7%)	375 (69.8%)	515 (95.9%)	169 (31.5%)	458 (85.3%)	181 (33.7%)	(施設)

利用者の施設利用期間

利用者数総計	1年以内	1年～3年	4年以上	無回答等	
15,600	5,421 (34.8%)	4,133 (26.5%)	5,046 (32.3%)	1,000 (6.4%)	(人)

利用者の年齢構成

○利用者の年齢構成が分かる施設について、年齢別の利用者数の内訳

	総数	～39歳	40歳～64歳	65歳～	
全利用者	15,455	1,394 (9.0%)	8,035 (52.0%)	6,026 (39.0%)	
うち生活保護受給者	14,127	1,167 (8.3%)	7,371 (52.2%)	5,589 (39.6%)	(人) 14

無料低額宿泊所が「一時的な」利用に供する場所であると示した過去の通知例

◎社会福祉法（昭和26年法律第45号）における「無料低額宿泊事業」の定義（第2条第3項第8号）

生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業

◎指針（ガイドライン）における「無料低額宿泊所」の定義

■社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設の設備及び運営について（平成15年7月31日 社援発第0731008号 厚生労働省社会・援護局長通知）

- 1 生計困難者に簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させることを目的とし、かつ、近隣の同種の住宅に比べて低額であるか、又は1か月当たりの料金を住宅扶助で賄うことができる宿泊所については、他の法令で定める施設であるものを除き、3の届出の有無にかかわらず、無料低額宿泊所に該当するものであること。

無料低額宿泊所が「一時的な」利用に供する場所であると示した過去の通知等

■住宅扶助の認定にかかる留意事項について

〔平成27年5月13日 社援保発0513第1号〕
〔厚生労働省社会・援護局保護課長通知〕

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」第7の問56の答※における「地域において・・・厚生労働大臣が定める額（限度額）のうち、世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合」というのは、地域の実態において、民間住宅への入居が困難なため、やむを得ず無料低額宿泊所等を利用する場合も含むものである。

※住宅扶助の特別基準（単身なら1.3倍）が適用される「やむを得ないと認められるもの」の具体的な場合を示したもの

この適用を判断するに当たっては、無料低額宿泊所等はあくまで一時的な起居の場所として利用されることを基本としつつ、生活の継続性や安定性の観点から、当該無料低額宿泊所等を利用するに際して床面積別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額が適用されないことや、無料低額宿泊所においては、「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設の設備及び運営について」の別紙「無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針」に定める事項を遵守していること等を確認し、慎重に判断すること。

■「居住の安定確保支援事業」※の実施について

〔平成25年5月15日 社援保発0515第2号〕
〔厚生労働省社会・援護局保護課長通知〕

生活保護受給者（以下「受給者」という。）の居住の確保については、本来一時的な利用が前提である無料低額宿泊所等に長期にわたり入居している例がみられ、その中には住環境が劣悪な例や、十分な処遇がなされない例もあるとの指摘がある。

（中略）

住宅扶助の代理納付の仕組みを活用して、安定的に家賃収入の確保がなされることについて賃貸人の理解を得て、既存の民間賃貸住宅への受給者の入居を促進するとともに、地域において、民間団体等関係団体が連携して、入居後に受給者への日常生活支援等を行うことにより、地域での生活を円滑に行えるよう支援することが必要である。

※安価で質の良い住宅や連帯保証人が不要な住宅のリスト化、不動産業者への同行や現地確認による民間賃貸住宅への入居支援等の事業経費を補助

■社会福祉法の解説（社会福祉法令研究会 編集）

「宿泊所」とは、一時的な宿泊をさせる場所であって、その宿泊料金が無料又は相当低額であることが要件であると考えられる。

無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針について（現行概要）

<p>位置づけ</p>	<p>通知に基づく技術的助言 （社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を使用させる事業を行う施設の設備及び運営について（平成15年7月31日社援発第0731008号厚生労働省社会・援護局長通知））</p>	
<p>設備に関する基準</p>	<p>【居室に関する基準について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、個室 ・1居室の面積は、7.43平方メートル以上 <p>※ 地域の事情によりこれにより難しい場合は、居室の床面積が1人当たり4.95平方メートル以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地階に設けないこと ・居室の採光や建築物の間仕切壁等については、建築基準法の防火関係規定を満たしていること 	<p>【整備すべき設備について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・談話室及び相談室 ・浴室 ・洗面所及びトイレ（居室のある階に定員に見合った数を設置） ・食堂（食事を提供する場合） <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導灯・避難口及び避難通路を整備し、利用者の安全確保を図ること ・建築基準法・消防法を遵守すること。
<p>運営に関する基準</p>	<p>【サービス体制等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設長及び利用者、提供するサービス内容に応じて必要な職員数を配置すること ・入浴は週に3回以上行うこと ・消防計画を作成し、避難訓練を実施すること ・入居に当たって保証人を求めないこと 	<p>【情報開示等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・領収書・契約書の保管、施設の収支・設備・職員・会計・利用者の状況等に関する帳簿を整備すること ・毎会計年度終了後に収支の状況を公開すること ・福祉サービスの利用契約に際して、利用者に対して、サービスの内容、料金、福祉サービスに関する苦情を受け付けるための窓口等を記載した書面を交付すること
<p>費用に関する指針</p>	<p>【居室利用料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無料又は低額であること <p>※「低額」とは、近隣の同種の住宅に比べて低額である、又は1ヶ月当たりの料金が住宅扶助費の特別基準額以内の額であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷金・礼金の負担を求めないこと 	<p>【食費、日用品費等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事、日用品等を提供する場合は、食費、日用品費等に見合った内容のものとすること ・光熱水費を徴収する場合は、実費相当とすること

各種制度における施設基準の比較について

未定稿

	障害者グループホーム ※省令	救護施設 ※省令	宿所提供施設 ※省令	有料老人ホーム ※省令、通知	サービス付き高齢者向け住宅 ※省令	無料低額宿泊所 ※通知
概要	障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うことを目的とする施設	身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させ、生活援助を行う施設	住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行う施設	老人を入居させ、当該老人に対して「入浴、排せつ又は食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」の少なくとも一つのサービスを供与する施設	高齢者向け賃貸住宅又は老人福祉法に規定する有料老人ホームであって、居住専用部分に高齢者を入居させ、状況把握サービス、生活相談サービス、その他の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する施設	第2種社会福祉事業のうち、「生計困難者のために、無料または低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」として開設された施設
設備に関する基準	<p>【居室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1の居室の定員 1人 ・1の居室の面積(収納設備等を除き)7.43平方メートル以上 <p>【その他設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。 	<p>【居室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1の居室の入所人員は原則4人以下 ・入所者1人あたりの床面積(収納設備等を除き)3.3平方メートル以上 <p>【その他設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静養室、食堂、集会室、浴室、洗面所、便所、医務室、調理室、事務室、宿直室、介護職員室、面接室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、霊安室 	<p>【居室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則1世帯1居室 <p>・入所者1人あたりの床面積(収納設備等を除き)3.3平方メートル以上</p> <p>【その他設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・炊事設備 ・便所 ・面接室 ・事務室 	<p>【居室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個室 ・入居者1人当たりの床面積13平方メートル以上 <p>【その他設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浴室、洗面設備及び便所 <p>【提供するサービスに応じ整備するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食堂、医務室又は健康管理室、看護・介護職員室、機能訓練室、談話室又は応接室、洗濯室、汚物処理室、健康・生きがい施設 	<p>【居室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各居住部分の床面積が25平方メートル以上 <p>【その他設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各居住部分に台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室 ・段差のない床 ・浴室等の手すり ・介助用の車椅子で移動できる幅の廊下 	<p>【居室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、個室 ・1居室の面積 7.43平方メートル以上 <p>※これにより難しい場合は、居室の床面積が1人当たり4.95平方メートル以上</p> <p>【その他設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・談話室及び相談室 ・浴室、洗面所及びトイレ ・食堂(食事を提供する場合)
運営に関する基準	<p>(苦情への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる ・苦情に関して都道府県、市町村が行う調査への協力、指導等に従って必要な改善を行う(帳簿等の整備) ・従業者、設備、利用者に対するサービス及び会計に関する諸記録を整備(情報開示) <p>利用申込者に対して、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営規程の概要、従業者の勤務体制、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付 	<p>(苦情への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる <p>(帳簿等の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備、職員、会計及び利用者の処遇の状況に関する帳簿を整備 <p>(情報開示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規定なし 	<p>(苦情への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる <p>(帳簿等の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備、職員、会計及び利用者の処遇の状況に関する帳簿を整備 <p>(情報開示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規定なし 	<p>(苦情への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置主体が苦情処理の体制を整備するとともに、外部の苦情処理機関について入居者に周知すること。(帳簿等の整備) ・入居者からの金銭の受領記録、提供した便宜の内容、身体拘束、苦情の内容、事故の内容等に関する帳簿を整理(施行規則第20条の6)(情報開示) ・利用者、入居希望者に対して、契約書及び施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を記した文書を交付(施行規則第20条の5) 	<p>(苦情への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規定なし <p>(帳簿等の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の改修の実施状況、提供したサービスの内容、入居者からの金銭の受領記録、苦情の内容、事故の内容等に関する帳簿を整備 <p>(情報開示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規定なし 	<p>(苦情への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な解決につとめること <p>(帳簿等の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・領収書、契約書の保管 ・施設の収支、設備、職員、会計及び利用者の状況に関する帳簿を整備 <p>(情報開示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支の状況を公開 ・利用者に対して、 ・サービスの内容、料金、福祉サービスに関する苦情を受け付けるための窓口等を記載した書面を交付
月額利用料	1割負担	自己負担なし	自己負担なし	4.5万円(家賃) +7.8万円(食費等)	5.7万円(家賃) +8.0万円(食費等)	宿泊料(住宅扶助相当)+4.4万程度(食費等)

高齢者向け住まいの実態調査(H27老健事業)

社会福祉各法に法的位置付けのない施設について

生活保護受給者が2人以上利用し、住宅の提供以外に何らかの料金を徴収している施設を調査 平成27年6月末時点

- ① 高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づくサービス付き高齢者向け住宅(老人福祉法に基づく有料老人ホームは除く。)
- ② 高齢者を対象とした施設(①及び老人福祉法に基づく有料老人ホームは除く。)
- ③ ホームレスを対象とした施設(社会福祉法に基づく無料低額宿泊施設並びにホームレス緊急一時宿泊事業に基づくホームレス緊急一時宿泊施設及びホームレスの自立の支援等に関する特別措置法に基づくホームレス自立支援施設は除く。)
- ④ アルコール依存症者を対象とした施設(障害者総合支援法に基づく障害者支援施設等は除く。)
- ⑤ 薬物依存症者を対象とした施設(障害者総合支援法に基づく障害者支援施設等は除く。)
- ⑥ 簡易宿泊所
- ⑦ その他

○ 箇所数: 1, 236箇所、入所者(生活保護受給者)数 16, 578人

		内訳						
		サービス付き 高齢者向け 住宅	高齢者を対 象とした施 設	ホームレスを対 象とした施設	アルコール依 存症者を対 象とした施設	薬物依存症者 を対象とした施 設	簡易宿泊所	その他
入所者数 (受給者)	16,578 (100%)	71 (0.4%)	7,952 (48.0%)	3,210 (19.4%)	467 (2.8%)	234 (1.4%)	706 (4.3%)	3,938 (23.7%)
施設数	1,236 (100%)	8 (0.7%)	626 (50.6%)	196 (15.9%)	41 (3.3%)	42 (3.4%)	40 (3.2%)	283 (22.9%)

○一人当たりの居室面積別の施設数(個室)

面積 類型	~3.3㎡未満	3.3㎡以上~ 4.95㎡未満	4.95㎡以上 ~ 7.43㎡未満	7.43㎡以上 ~ 9.9㎡未満	9.9㎡以上~ 13㎡未満	13㎡以上~ 15㎡未満	15㎡以上	無回答等	総数
	総数	1 (0.1%)	16 (1.3%)	118 (9.6%)	197 (15.9%)	304 (24.6%)	92 (7.4%)	408 (33.0%)	100 (8.1%)

住宅扶助基準における平成27年7月見直しの考え方

<住宅扶助上限額の見直し(単身世帯)>

① 最低居住面積水準を満たす住宅の家賃額の実態を反映

現行の住宅扶助上限額が、最低居住面積水準(単身:25㎡)を満たす民間借家等の家賃額を低い方からカバーする率である全国平均値13%は維持しつつ、地域によるカバー率のバラツキを是正。

② 近年の家賃物価の動向の反映

①の検証時点である平成20年から平成25年までの家賃物価の動向(全国平均△2.1%)を反映させ適正化。

③ 民間の賃貸物件情報による調整

民間賃貸住宅市場で最低水準を満たす住宅の確保が困難とならない範囲で見直し。

<2人以上世帯の上限額>

○ 世帯人数ごとの最低居住面積の住宅における家賃水準の推計結果を踏まえ適正化。

○ 世帯構成による住宅のニーズに差があることなども踏まえ、柔軟な選択ができるよう留意して比率を設定。

単身世帯の家賃水準を1とする世帯人数別の比率

	単身	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上
現行の上限額(単身世帯の家賃水準:1)	1.0	1.3					1.56
見直し案(単身世帯の家賃水準:1)	1.0	1.2	1.3			1.4	1.56

<床面積別の住宅扶助上限額の新設>

より適切な住環境を備えた住宅へ誘導しつつ、床面積と家賃額との関係の推計結果を踏まえ、床面積が16㎡(平成7年時点の最低居住面積)に満たない場合、住宅扶助上限額を減額する仕組みを導入。

延床面積	15㎡~11㎡	10㎡~7㎡	6㎡以下
減額率	△10%	△20%	△30%

※ 生活支援を行う無料低額宿泊所等への居住が自立助長の観点等から必要と認められる場合は、適用しない。

<級地区分の細分化>

都道府県の地域区分を2区分(1・2級地、3級地)から3区分(1級地、2級地、3級地)に見直し。

※ 住宅扶助上限額が減額となる場合、上限額の減額の適用を契約更新時まで猶予や転居が困難なやむを得ない事情がある場合は、見直し前の額を適用する等の措置を講じる。

※ 車椅子使用の障害者等で特に通常より広い居室を必要とする場合や地域において住宅扶助上限額の範囲内では賃貸される実態がない場合等には個別の配慮を行う。

無料低額宿泊所における住宅扶助基準(面積減額)の適用について

◎生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助(家賃・間代等)の限度額の設定について(通知)

(平成27年4月14日 社援発0414第9号 厚生労働省社会・援護局長通知)

1 住宅扶助(家賃・間代等)の限度額

(1) 世帯人員別の住宅扶助(家賃・間代等)の限度額

(例)東京都1級地

1人	2人	3人～5人	6人	7人以上
53,700円	64,000円	69,800円	75,000円	83,000円

(2) 床面積別の住宅扶助(家賃・間代等)の限度額

ア (1)の規定にかかわらず、1人世帯においては、住居等の床面積(専有面積に限る。以下同じ。)が、15㎡以下の場合、住宅扶助(家賃・間代等)の額(月額)は、次に掲げる額の範囲内の額とする。

(例)東京都1級地

11㎡～15㎡	7㎡～10㎡	6㎡以下
48,000円	43,000円	38,000円

ただし、次に掲げる当該世帯の自立助長の観点から引き続き当該住居等に居住することが必要と認められる場合又は当該地域の住宅事情の状況により引き続き当該住居等に居住することがやむを得ないと認められる場合に該当する限りにおいては、(1)を適用することができるものであること。

(ア) 通院又は通所をしており、引き続き当該医療機関や施設等へ通院等が必要であると認められる場合であって、転居によって通院等に支障を来すおそれがある場合

(イ) 現に就労又は就学をしており、転居によって通勤又は通学に支障を来すおそれがある場合

(ウ) 高齢者、身体障害者等であって日常生活において扶養義務者からの援助や地域の支援を受けて生活している場合など、転居によって自立を阻害するおそれがある場合

イ (略)

ウ 被保護世帯の住居等に台所(グループホーム等における利用者への食事提供のための給食設備を含む。)、浴室(浴槽がある場合に限る。)及びトイレのいずれの設備(設備が専有か共有を問わない。)もある場合は、居室以外の専有面積が8.5㎡あるものとみなし、8.5㎡に居室の床面積(専有部分に限る。)を加えた面積を当該住居等の床面積として取り扱って差し支えない。

なお、居室とは、居住するために継続的に使用する室をいい、居間、食堂、寝室、書斎その他の各個室を含み、玄関、廊下、階段、トイレ、洗面室、浴室、台所、収納設備等(押入れ、床の間、ロフトその他これらに類する設備をいう。)を含まない。

◎生活保護法による住宅扶助の認定について

(平成27年4月14日 社援保発0414第2号 厚生労働省社会・援護局保護課通知)

1 住宅扶助の取扱いについて

(1) (略)

また、通知[※]の1の(2)による床面積別の住宅扶助の限度額を適用する場合において、次のいずれかに該当する場合には、通知の1の(2)のただし書に規定する「当該世帯の自立助長の観点から引き続き当該住居等に居住することが必要と認められる場合」又は「当該地域の住宅事情の状況により引き続き当該住居等に居住することがやむを得ないと認められる場合」に該当するものとして差し支えないこと。

ア 生活の支援が必要な要保護者であって、かつ居室の提供以外の支援を実施している無料低額宿泊所等を利用することが、本人の自立助長の観点から真に必要なと認められる場合

イ 安定した住居のない要保護者であって、居住期間が6箇月未満の利用であると見込まれる場合

[※]生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助(家賃・間代等)の限度額の設定について

制度改革の概要

生活困窮者等の自立を促進するための 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 生活困窮者の自立支援の強化（生活困窮者自立支援法）

(1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

- ① 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進
 - ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設
 - ・ 両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ(1/2→2/3)
- ② 都道府県等の各部局で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設
- ③ 都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設

(2) 子どもの学習支援事業の強化

- ① 学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化

(3) 居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充）

- ① シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設 等

2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化（生活保護法、社会福祉法）

(1) 生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援

- ① 進学の際の新生活立ち上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付

(2) 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化

- ① 「健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を推進
- ② 医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化

(3) 貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援

- ① 無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化
- ② 単独での居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施

(4) 資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例 等

3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進（児童扶養手当法）

- (1) 児童扶養手当の支払回数の見直し（年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）） 等

施行期日

平成30年10月1日（ただし、1. (2)(3)は平成31年4月1日、2. (1)は公布日、2. (2)①は平成33年1月1日、2. (3)は平成32年4月1日、3. は平成31年9月1日※ 等）

※平成31年11月支払いより適用

貧困ビジネス対策と単独での居住が困難な方への日常生活支援

1. 無料低額宿泊所の規制強化(貧困ビジネス規制)

- 利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保するため、社会福祉法を改正し、法令上の規制を強化
- ①無料低額宿泊事業について、新たに事前届出制を導入
- ②現在ガイドライン(通知)で定めている設備・運営に関する基準について、法定の最低基準を創設
- ③最低基準を満たさない事業所に対する改善命令の創設

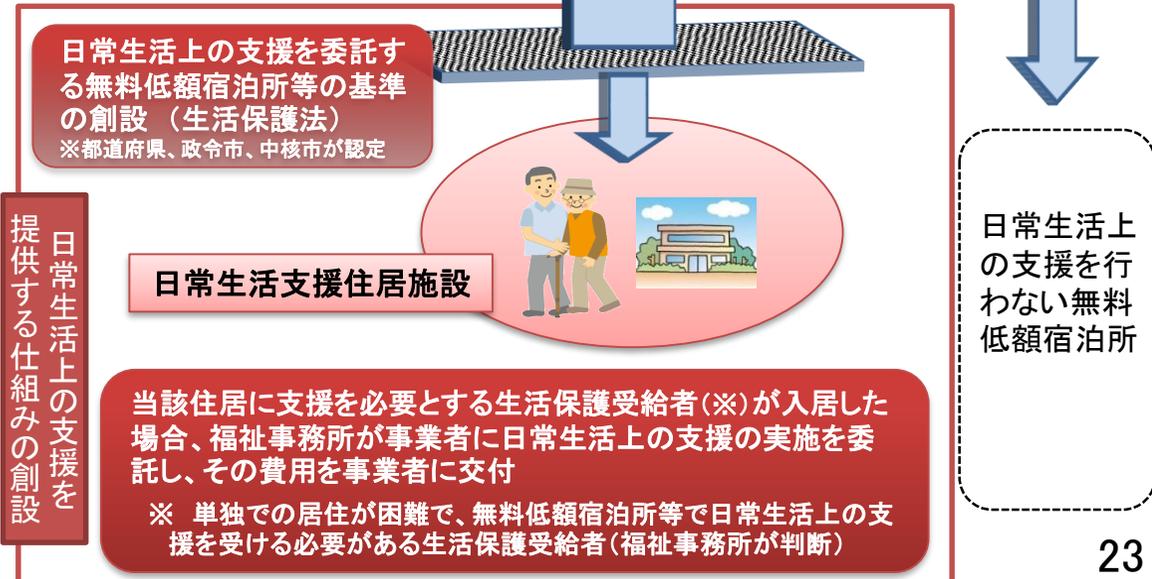
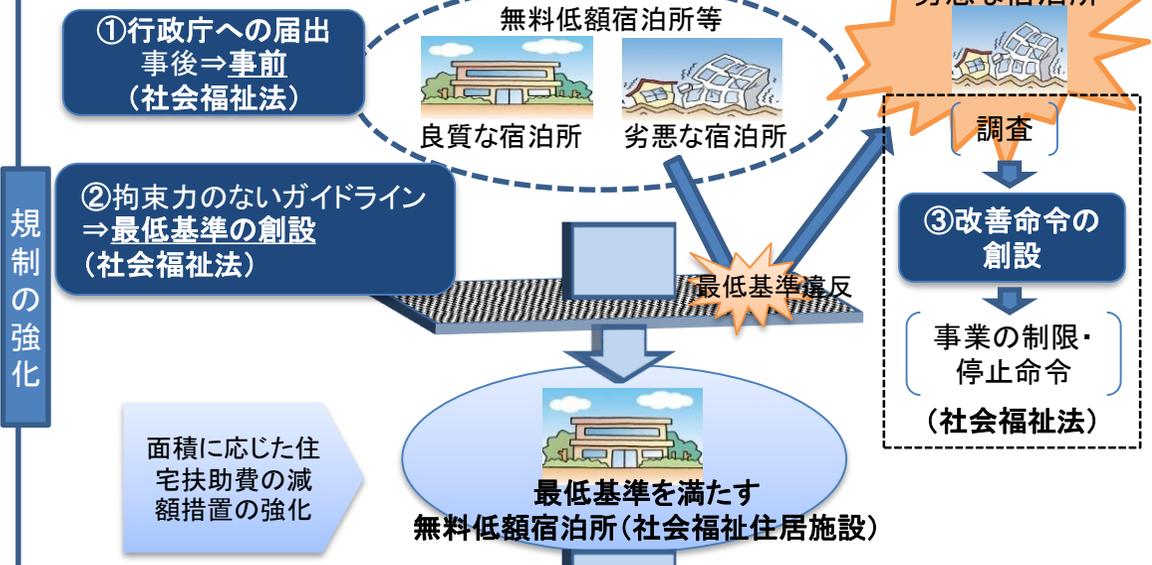
2. 単独で居住が困難な方への日常生活支援

- 生活保護法を改正し、単独での居住が困難な生活保護受給者に対し、サービスの質が確保された施設において、必要な日常生活上の支援を提供する仕組みを創設
- ◆福祉事務所が、単独での居住が困難な受給者への日常生活上の支援の実施を、良質なサービスの基準を満たす無料低額宿泊所等に委託可能とする

無料低額宿泊所の現状(平成27年6月)

- 施設数: 537、入所者数15,600人(うち生保受給者14,143人)
 - 居室面積: 7.43㎡未満200施設(43%)
7.43~15㎡未満217施設(47%)
 - 食費、その他の費用(光熱水費、サービス利用料など)を徴収する施設数、平均徴収月額:
食費 453施設(84%) 28,207円
その他の費用 469施設(87%) 15,597円
- 結果として、86%の施設で、被保護者本人の手元に残る保護費が3万円未満

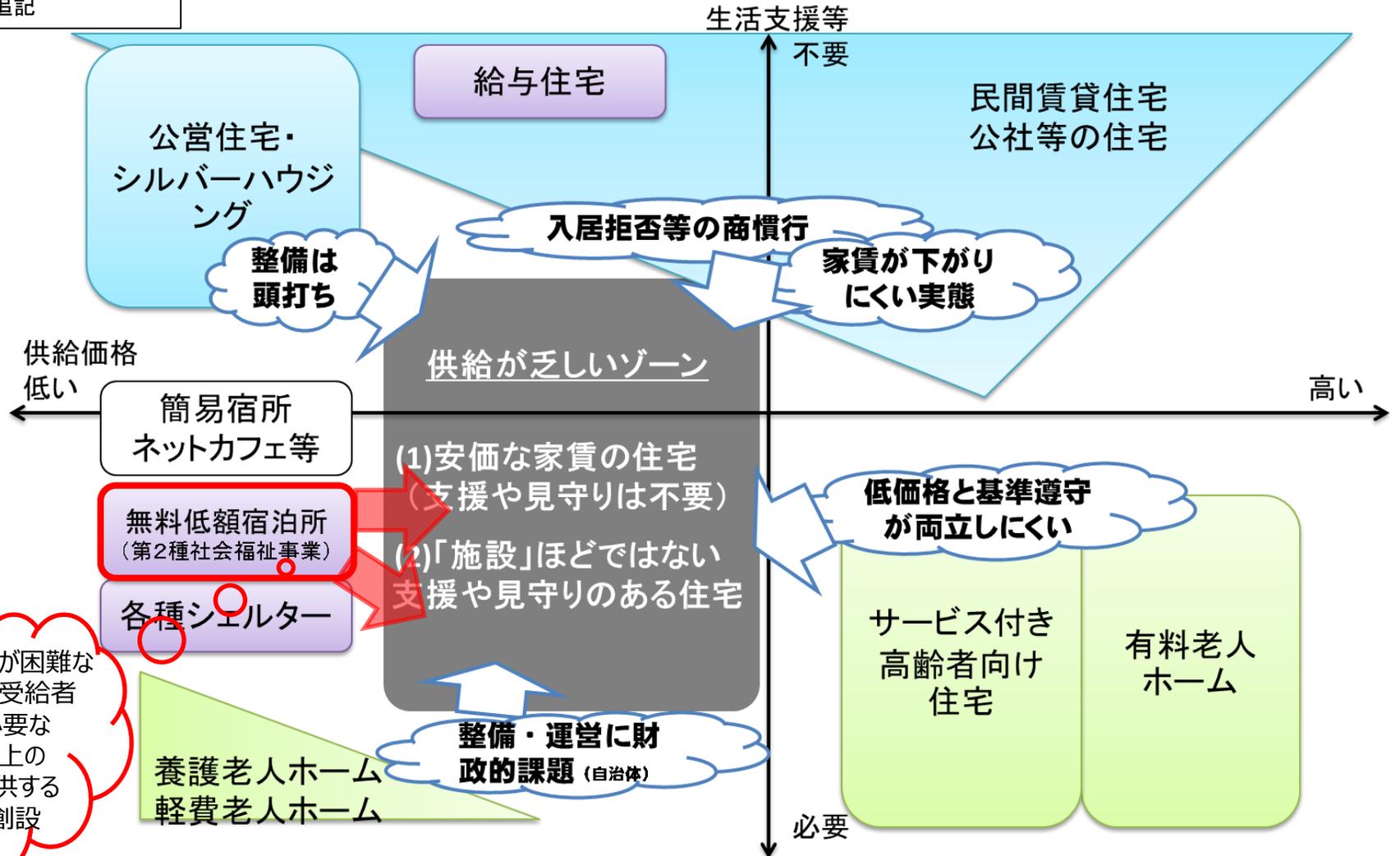
見直しの方向性



十二、自立に向けた安定的な暮らしと地域とのつながりを担保できる住居の確保が必要不可欠であることから、引き続き必要かつ十分な住居の整備に努めるとともに、無料低額宿泊所に対する規制強化や良質な日常生活支援を提供する仕組みの創設に当たっては、支援関係者の意見を十分に踏まえて最低基準や利用対象者等の制度設計を行うこと。また、無届施設も含めた防火・防災対策を推進するため、地方自治体において施設の設置状況、利用者の生活等に係る実態を詳細に把握し、それらの情報が関係機関に確実に共有されるよう指導を徹底するとともに、施設運営者に対する財政上の措置を含めた適切な支援の在り方を検討すること。

居住に関する資源を巡る課題（無料低額宿泊所の位置付け）

平成27年度社会福祉推進事業
「これからの低所得者等の支援のあり方に関する調査研究」報告書
(株式会社野村総合研究所)を基に、赤枠部分を追記



単独居住が困難な
生活保護受給者
に対し、必要な
日常生活上の
支援を提供する
仕組みを創設

本検討会におけるご意見いただきたい事項

社会福祉住居施設（無料低額宿泊所）の最低基準の制定等に関する主な検討課題

主な課題	現状・課題
無料低額宿泊事業の範囲の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・無料低額宿泊事業は、社会福祉法において「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」と定義されている。しかしながら、住宅を貸し付けること自体は一般の民間賃貸住宅においても行われており、有料老人ホームなど他法の施設との区別も必ずしも明確となっていない。そのため、無届け施設・法的な位置づけの無い施設に対して、届出の勧奨や指導の実施等が困難となっている。 ・また、これまで無料低額宿泊所は、「一時的な居所の場」として位置づけられてきたことから、自治体によっては長期間の入居を前提としている施設については無料低額宿泊事業として取り扱わないという運用がなされる場合もある。 <p>→無料低額宿泊事業の適正な運営の確保という観点から、今般制定する最低基準が対象とすべき施設に適用されるよう、無料低額宿泊事業の範囲をどのように整理するか。</p>
居室面積など居住環境に関する最低基準の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・現行ガイドライン（平成27年改定）では、居室は原則として個室とし、居室の面積は7.43㎡（4畳半相当）、地域の事情によってこれによりがたい場合は4.95㎡（3畳相当）以上確保することとしている。 ・ただし、ガイドライン改定以前から事業を実施していた施設等を中心に、ガイドラインの居室面積を満たしていない施設や、多人数居室、一つの居室をベニヤ板等で区切ったいわゆる「簡易個室」も一定数存在する。 <p>→居室の面積や居住形態のほか、トイレ・浴室その他必要な設備など、社会福祉住居施設として最低限求められる設備について、どのような要件を設けるか。</p>
職員配置 （施設管理者の要件）	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法の規定により、社会福祉住居施設には専任の施設管理者を配置することとなっている。 <p>→施設管理者等について、どのような要件を設けるか。</p> <p>※ 日常生活支援の実施に必要な人員配置については、「日常生活支援住居施設」の要件において定める</p>

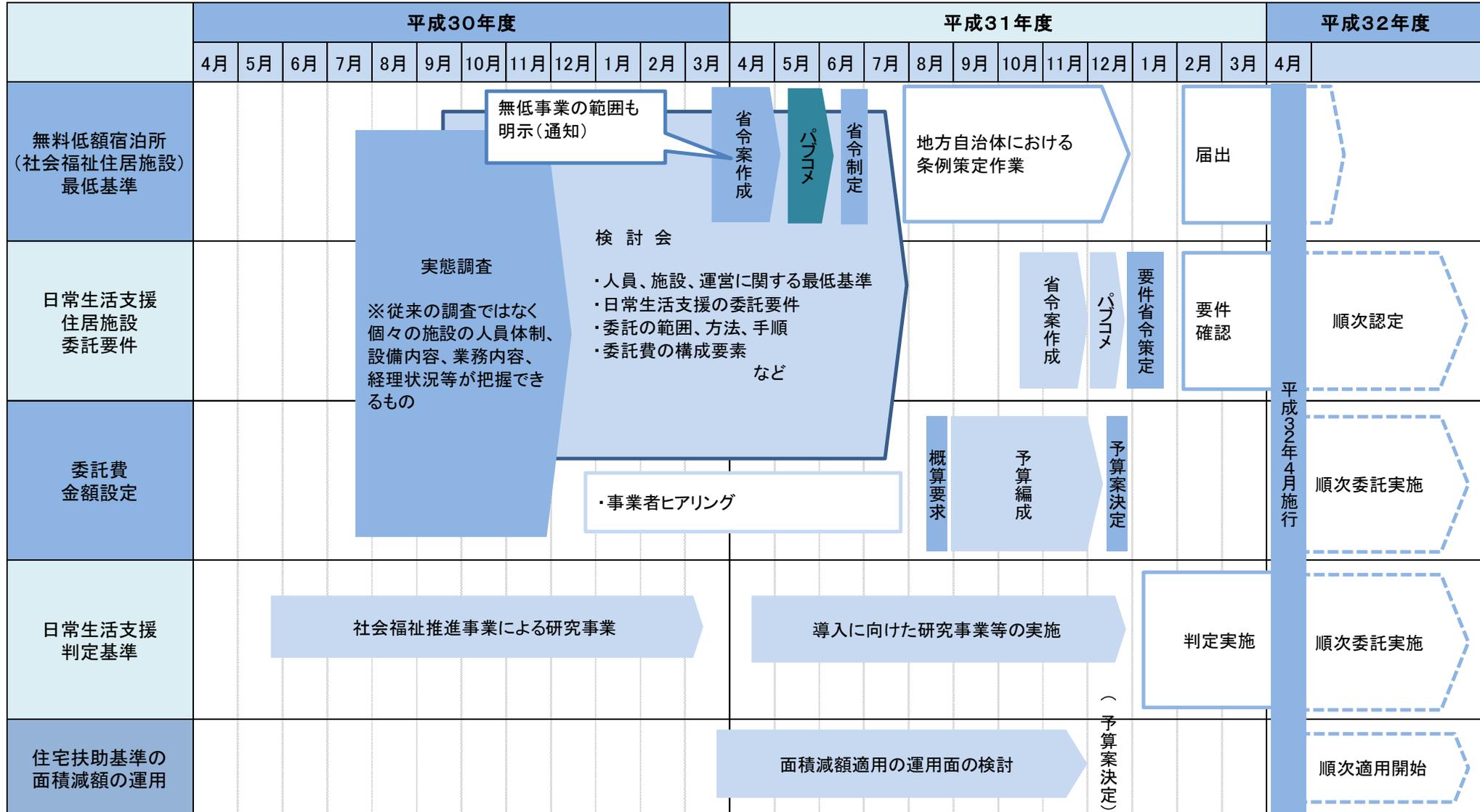
主な課題	現状・課題
社会福祉住居施設で提供するサービスの水準	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の貸し付けや居室の利用以外に、多くの無料低額宿泊所で食事の提供などのサービスが行われている。 →施設において提供するサービス等の明示や、提供されるサービスの水準に関する基準など、提供されるサービスの質の確保を図る上で、どのような基準を設けるか。 ※ 日常生活支援の委託の内容やその水準については、「日常生活支援住居施設」の要件において定める
利用料・サービス内容の明確化等	<ul style="list-style-type: none"> ・現行ガイドライン上においても、食費、日用品費、光熱水費等について記載されているが、曖昧な名目での費用徴収や、サービス内容に比べて高額と思われる金額設定されている施設等も存在 →利用料の費目の明確化、提供されるサービス内容に応じた料金設定、適正な契約手続き、利用者の選択性の確保など、提供されるサービスと負担する費用の間に齟齬が生じないようにするための運営上の基準をどのように設けるか。
事業の適正な運営	<ul style="list-style-type: none"> →苦情への対応、帳簿類の整備、情報開示など適正な事業運営のため、必要な規定をどのように設けるか。
防火・防災対策	<ul style="list-style-type: none"> →消防法・建築基準法の遵守等、防火・防災対策として必要な規定をどのように設けるか。
住宅扶助基準（面積減額）の適用	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅扶助上限額は、平成27年から面積に応じた減額措置を導入しているが、現行、住居の提供以外の支援を実施している無料低額宿泊所等では、住宅扶助の中から生活支援に要する費用（人件費等）を捻出していることを踏まえて、生活の支援が必要であって無料低額宿泊所等の利用が必要な者にかかる住宅扶助上限額は面積減額を適用しない額としている。 →改正生活保護法に規定する「日常生活支援住居施設」の認定を受けた場合、単独で居住が困難な者に対する日常生活支援に必要な費用について、別途、委託事務費として給付されることになったことから、面積減額の適用方法をどのようにすべきか。

生活保護受給者に対する日常生活支援の委託（日常生活支援住居施設）に関する主な検討課題

主な課題	現状・課題
日常生活上の支援の内容	<p>・日常生活支援住居施設については、改正生活保護法において、「被保護者に対する日常生活上の支援の実施に必要なものとして、厚生労働省令で定める要件に該当すると都道府県知事が認めたもの」とし、被保護者を日常生活支援若しくはその他の適当な施設に入所させた場合には委託に伴い必要な事務費を支払うことができることになっているが、当該施設で提供される「日常生活上の支援」の内容について定める必要がある。</p> <p>→日常生活支援住居施設の制度的位置づけを整理しつつ、相談支援、食事の提供、掃除や洗濯等の家事、健康管理、金銭管理、他のサービス等の利用援助などのうち、日常生活支援住居施設として提供されるべき支援（委託する支援の内容）等をどのように考えるか。</p>
日常生活上の支援の実施に必要な要件に関する具体的基準	<p>・日常生活支援住居施設については、「被保護者に対する日常生活上の支援の実施に必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当すると都道府県知事が認めたもの」としており、要件を定める必要がある。</p> <p>→日常生活上の支援として提供されるサービスの水準や、そのサービスの提供に必要な人員配置について、どのような要件を設けるか。</p> <p>※ 入居者の支援の必要度や、一時滞在や長期滞在などの施設の運営形態によって、提供されるサービス内容や必要な人員配置等が異なる場合ことも考慮</p> <p>→日常生活支援住居施設の設備基準についてどのような要件を設けるか。</p>
日常生活支援の対象者	<p>・生活保護の適用にあたっては、居宅における保護を原則としつつ、これによることができないとき、居宅では保護の目的が達しがたいとき等については、施設への入所の委託ができることとなっている。</p> <p>→日常生活支援住居施設の委託の対象となる「単独での居住が困難な者」について、どのような要素で、どのように判断を行うか。</p>
日常生活支援住居施設となる施設の範囲	<p>・日常生活支援住居施設については、改正生活保護法において、「無料低額宿泊所及びその他の施設のうち、厚生労働省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事が認めたもの」としている。</p> <p>→他の制度で提供される支援内容等を踏まえつつ、無料低額宿泊所以外に日常生活支援住居施設となる可能性のある施設の範囲をどのように定めるか。</p>
日常生活支援の委託方法	<p>→日常生活支援の委託に関する手続きや委託費の支給方法等など、制度の円滑な実施に向けて、どのような整理が必要か</p>

検討スケジュール

無料低額宿泊所・日常生活支援委託に関する施行準備スケジュール(案)



「社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常生活支援のあり方に関する検討会」の開催予定

回数	日時	主な議題
<平成30年度>		
第1回	11月5日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度改正の概要説明 ・ 検討の進め方
第2回	12月17日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無料低額宿泊事業の範囲について ・ 社会福祉住居施設の居住面積等について
第3回	1月中～下旬頃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉住居施設において提供されるサービス内容及び利用料等について ・ 社会福祉住居施設の適正な運営の確保について（苦情対応、情報開示、防火防災対策等）
第4回	2月下旬～3月上旬頃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2～3回までの意見の整理
第5回	3月下旬～4月上旬頃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉住居施設の最低基準について（意見集約） ・ 住宅扶助基準の面積減額の適用の考え方について
<平成31年度>		
第6回	5月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活支援における支援内容について
第7回	6月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活支援の実施に必要な要件について（人員配置・設備基準等）
第8回	7月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活支援の対象者について ・ 日常生活支援住居施設の範囲について
第9回	9月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活支援の委託方法等について ・ 第6～8回までの意見の整理
第10回	10月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活支援のあり方について①
第11回	11月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活支援のあり方について②（意見集約）

※ 開催回数・時期・各回の議題については、現段階での案であり、議論の進捗状況により変更があり得る

參考資料

1. 基本的考え方

- ◆ 「無料低額宿泊所」等の中には、いわゆる「貧困ビジネス」といわれるような悪質な事業者がある一方で、様々な生活支援に、熱心に取り組んでいる事業者も存在することから、①悪質な事業者を規制しつつ、②生活支援を行う良質な事業者が、活動しやすい環境づくりを進めていく必要がある。

2. 具体的な検討に当たっての視点

① 悪質な事業者に対する規制について

- ◆ 無料低額宿泊所については、本来、一時的に宿泊をさせる場所であり、社会福祉法においては、第2種社会福祉事業と位置付けられているが、一部の地方自治体では、条例で、無料低額宿泊所等に対する規制を行っており、社会福祉法の規定に加え、改善命令、勧告・公表などを規定しているところ。
- ◆ 悪質な事業者に対し、居住環境等の改善を促すには、現在の「ガイドライン」という形ではなく、法令に基づく最低基準を設け、その基準を満たさない設備及び運営となっている事業者等に対しては、行政が改善命令、勧告・公表などを行うことができるよう、法令上の必要な規定の整備を検討する必要があるのではないか。

② 生活支援について

近年、単身での生活が困難な生活困窮者等が増加してきており、日常生活上の相談に應じたり、様々な生活支援に、熱心に取り組んでいる事業者も存在する。生活保護受給者を含めた生活困窮者等に、生活支援を行いつつ、社会とのつながりを提供することは、将来的に、就労・増収等を通じた生活保護からの脱却につながるとともに、医療や介護の必要性を低減させることにもつながる。

現在、無料低額宿泊所等において、生活保護受給者に生活支援サービスを提供している場合、その費用は生活扶助及び住宅扶助が充当されているが、生活支援の提供にかかるコストに対応した支出の仕組みを検討することが必要。

- ◆ 客観的な指標を作成し、生活支援を必要とする者の状態像を明確化し、その者の状態に応じたサービスを確立していく必要があるのではないか。また、サービスの内容（アセスメント、プランニング、介入、評価）の標準化が必要ではないか。
- ◆ 無料低額宿泊所等については、「一時滞在型」と「長期滞在型」という2つの類型を基本としつつ、それぞれの利用者像、利用期間、施設の基準（構造設備及び運営基準）等について、検討してはどうか。また、地域で生活する生活困窮者等に対する生活支援についても、併せて、検討する必要があるのではないか。
- ◆ 居住者の生活の質が確保されるよう、その者が入所する施設の基準やサービスの水準を定めるとともに、一定の情報公開を求めるなど、法令遵守（コンプライアンス）の状況を確認する必要があるのではないか。具体的な手法については、生活保護基準での対応や、事業として対応する方法などが考えられるのではないか。

生活保護受給者の宿泊施設及び生活支援の在り方に関する意見交換会について

生活保護受給者の宿泊施設及び生活支援の在り方をテーマに、関係者による意見交換会を開催。

■意見交換会参加者（五十音順・敬称略）

氏名	現職
大西 豊美	全国救護施設協議会会長
岡部 卓	首都大学東京大学院教授
奥田 知志	NPO法人ホームレス支援全国ネットワーク理事長
難波 勉	大阪市福祉局生活福祉部保護課長
滝脇 憲	NPO法人自立支援センターふるさとの会常務理事
立岡 学	NPO法人ワンファミリー仙台理事長
辻井 正次	中京大学現代社会学部教授
野村 泰洋	東京都福祉保健局生活福祉部保護課長
菱田 貴大	NPO法人エス・エス・エス理事長
水内 俊雄	大阪市立大学都市研究プラザ教授
宮澤 進	NPO法人ほっとポット代表理事

■意見交換会の開催実績

<平成28年10月21日 第1回>

- ・現状認識と課題等について

<平成28年12月21日 第2回>

- ・宿泊施設による支援ニーズへの対応について

<平成29年 2月 2日 第3回>

- ・宿泊施設の実情について

<平成29年 2月13日 第4回>

- ・行政機関との関係について

<平成29年 3月22日 第5回>

- ・これまでの議論を踏まえた意見交換

<平成29年 4月21日 第6回>

- ・議論の整理

3. 居住支援の強化

(2) いわゆる「貧困ビジネス」の存在

(無料低額宿泊所等のあり方)

○ 無料低額宿泊所やいわゆる「無届け施設」の中には、著しく狭隘で設備が十分でない劣悪な施設に住まわせ、居室やサービスに見合わない宿泊料やサービス利用料を生活保護費の中から徴収する、いわゆる「貧困ビジネス」と考えられる施設も存在すると指摘されている。

○ これらの施設では、住居費と生活支援サービスを行うための人件費等の費用を併せて、利用料等として請求されている実態がある。このため、利用料等に対して住宅扶助費や生活扶助費が充当されている。現行制度上、住宅扶助費は家賃等に当てるものとして実費で給付されているものであり、生活支援サービスの費用に充てることは、生活保護費の適正な利用という観点から適切ではない。

○ 生活支援サービス費用に対する支出についても、サービスの質を担保する仕組みがないことから、提供されるサービスに対する対価として適当であるか不透明となっている。

○ 他方で、独居が困難な生活困窮者等に対して、一定の日常生活における支援を行いながら地域での生活を可能としている無料低額宿泊所等も存在している。一定の生活支援を受けながら共同生活を行うことが、生活困窮者等の自立促進につながっている事例もあるものの、こうした生活支援を制度上評価する仕組みがない。

○ 無料低額宿泊所に対する規制は、現在、指針により、一人当たりの面積や構造設備、運営、サービスに関する基準が示され

ている。しかし、法に基づくものではないため、これを担保する措置が規定されていない。このため、指針に基づく基準を遵守し、生活困窮者等の自立促進に資する良質なサービスを提供する施設も、いわゆる「貧困ビジネス」と考えられる施設も外見上区別できず、玉石混淆となっている。

○ 貧困ビジネス対策は、悪質な事業に対する規制と良質な事業に対する支援の両方の視点から検討することが重要である。無料低額宿泊事業については、利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保するため、法律に根拠がある最低基準や、事業停止等以外の実効性のある処分権限を設けたり、事前届出制を検討するなど、法令上の規制を強化すべきである。なお、事前届出については、営業の自由との関係や無届け施設に対する指導のあり方についても留意して検討する必要がある。

○ 併せて、単身で生活することが困難と認められる生活保護受給者については、支援サービスの質が担保された無料低額宿泊所等において、必要な日常生活上の支援を受けて生活できるような仕組みを検討すべきである。

○ この検討に当たっては、無料低額宿泊所という既存の制度にとらわれることなく、支援付きの共同居住という新しい枠組の将来像を見据えて検討すべきである。その際、幅広く生活困窮者の住まいになることや、日常生活上の支援のニーズが多様であることも考慮する必要があるとの意見があった。

○ また、具体化するに当たっては、「日常生活上の支援」の内容・定義を明確にする必要がある。その際、地方自治体や、実際に日常生活上の支援を行っている関係者の意見も十分に聴きながら、検討を進めるべきである。

(社会福祉住居施設の設置)

第六十八条の二 市町村又は社会福祉法人は、住居の用に供するための施設を設置して、第二種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から一月以内に、その施設(以下「社会福祉住居施設」という。)を設置した地の都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。

- 一 施設の名称及び種類
- 二 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況
- 三 条例、定款その他の基本約款
- 四 建物その他の設備の規模及び構造
- 五 事業開始の年月日
- 六 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴
- 七 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法

2 国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者は、社会福祉住居施設を設置して、第二種社会福祉事業を営もうとするときは、その事業の開始前に、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、前項各号に掲げる事項を届け出なければならない。

(社会福祉住居施設の基準)

第六十八条の五 都道府県は、社会福祉住居施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉住居施設の運営について、条例で基準を定めなければならない。

2 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次の各号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

- 一 社会福祉住居施設に配置する職員及びその員数
- 二 社会福祉住居施設に係る居室の床面積
- 三 社会福祉住居施設の運営に関する事項であつて、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
- 四 社会福祉住居施設の利用定員

3 社会福祉住居施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

※改正部分は下線部

(生活扶助の方法)

第三十条 生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによつては保護の目的を達しがたいとき、又は被保護者が希望したときは、被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設(社会福祉法第二条第三項第八号に規定する事業の用に供する施設その他の施設であつて、被保護者に対する日常生活上の支援の実施に必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当すると都道府県知事が認めたるものをいう。第六十二条第一項及び第七十条第一号ハにおいて同じ。)若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託して行うことができる。

(指示等に従う義務)

第六十二条 被保護者は、保護の実施機関が、第三十条第一項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第二十七条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。

(市町村の支弁)

第七十条 (略)

一 その長が第十九条第一項の規定により行う保護(同条第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む。)に関する次に掲げる費用

イ・ロ (略)

ハ 第三十条第一項ただし書の規定により被保護者を日常生活支援住居施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはその入所をこれらの施設に委託し、又は私人の家庭に養護を委託する場合に、これに伴い必要な事務費(以下「委託事務費」という。)